

# 住民税の大増税、介護保険料、国保税の大幅値上げ...ひどいです

## でも 制度の活用で、税金・保険料が安くなる場合があります

自民・公明政府の税制改定による大増税が高齢者を直撃しています。羽村市でも6月に納税通知書が来て、「市民税が10倍になった、なにかのまちがいで」など、驚きと怒りの声が広がり、7月には介護保険料と国民健康保険税の大幅値上げの通知がきて、ますます怒りが高まっています。

日本共産党は大増税の中止を求めるとともに、税金や保険料の軽減制度を活用して負担軽減の相談をおこなっています。

### 障害者、要介護者の税金軽減

納税者本人が障害者の場合は、障害者控除が受けられますし、住民税は所得百二十五万円の非課税限度額が適用されます。しかし、障害者でなくても、六十五歳以上で、常時寝たきりで介護を要する場合や、障害者に「準ずるものとして区市町村長等の認定を受けている」場合「障害者控除対象者認定証明書」を交付してもらう方法もあります。要介護の認定を受けている人は、状況によって障害者としての認定も可能となる場合もありますので、市役所の窓口にご相談してみてください。

寡婦や寡夫に該当する場合、寡婦（夫）控除や住民税非課税限度額の対象になります。

#### 寡婦（夫）の該当要件

**寡婦** 夫と死別または夫の生死が明らかでなく、所得500万円以下  
夫と死別・離婚、または夫の生死が明らかでなく、子を扶養している者

**寡夫** 妻と死別・離婚、または妻の生死が明らかでなく、所得500万円以下で、子を扶養している者

「生死が明らかでない」とは、「船の沈没や飛行機墜落で3カ月以上行方不明」などの場合

### 医療費控除などの活用を

年間の医療費が「所得の5%か、10万円か、どちらか少ない方」を超えた場合に超えた分を控除できます。

「10万円を超えなければダメ」と思いこんでいる人が多いのですが、これは違います。年金が200万円なら公的年金等控除を差し引いた所得は80万円で、その5%は4万円ですから、4万円を超えた分の医療費相当額を控除することができます。月1万円の医療費なら税金（所得税と住民税で）が1万円以上安くなる可能性があります。

まだ確定申告していなければ過去5年分について申告可能ですが、すでに確定申告している場合の医療費控除の追加は1年以内となっています。

### 減免申請の期限に遅れないように

確定申告による税金の軽減と違って、軽減制度は時期をのがすと申請ができなくなります。住民税や国民健康保険税・介護保険料は年に何回かの時期に分けて請求されます。たとえ減免の要件を満たしていても、その納付期限が過ぎた分についてはさかのぼって減免を受けることができません。

#### “障害者控除”を活用し

住民税2万8600円が4000円に  
杉並区のNさんは、これまで住民税が無税だったのに、2万8600円も払うようにという通知がきて、日本共産党の議員に相談にみえました。

Nさんの妻は要介護度3で、特別障害者控除が利用できることがわかりました。福祉事務所で特別障害者控除の認定書を受け、区役所で課税決定の修正をおこなった結果、住民税が24600円も減額になりました。同時に国保税の計算し直しもおこなわれました。

#### 9倍増の住民税

障害者控除適用し元より安く

練馬区のSさんは、昨年度、住民税が4600円だったのですが、今年度は、9倍の4万1000円も請求がきました。足の不自由なSさんは要介護度1です。ほぼ寝たきりの妻は要介護度3です。日本共産党の議員に相談。議員の援助を受けて区役所に申請手続きをし、減額が認められました。今の制度を100%活用したことによって、住民税は昨年よりさらに200円安い4400円に修正・減額されることになりました。